

経 済 産 業 省

20200221製局第1号
令和2年2月25日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から令和2年2月21日付け警察庁丙組組企発第64号、警察庁警備局長から令和2年2月21日付け警察庁丙備企発第74号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が令和2年2月21日付け外務省告示第50号により、国家公安委員会委員長が令和2年2月21日付け国家公安委員会告示第7号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機密性 1

警察庁丙組組企発第 64 号
警察庁丙備企発第 74 号
令和 2 年 2 月 21 日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警察 庁 警 備 局 長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 134）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和 2 年 2 月 21 日付け外務省告示第 50 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件」（令和 2 年 2 月 21 日付け国家公安委員会告示第 7 号）により資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、ISILその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について国際テロリスト財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○外務省告示第五十号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和二年外務省告示第三百六十七号を含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号に基づき設立された各理事会委員会が令和二年二月十八日に行つた決定等に基き、同理事会決議第千二百六十七号4(b)、第千三百三十三号8(c)、第千三百九十号2(a)、第千九百八十八号1(a)、第千九百八十九号1(a)に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

令和二年二月二十一日

外務大臣 茂木 敏充

次に、次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分を二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

(別表)

[1. ~294. 略]

295. 削除

出生前

(別表)

[1. ~294. 同左]

295. アル・モフタル・ベン・モハメド・ベン・アル・モフタル・

ブシュシャ (別名：ブシュシャ、モフタル)

AL-MOKHTAR BEN MOHAMED BEN AL-MOKHTAR BOUCHOUCHA

(a. k. a.: Bushusha, Mokhtar)

称号：不明

役職：不明

生年月日：1969年10月13日

出生地：Tunis, Tunisia

国籍：チュニジア

旅券番号：チュニジア旅券 K754050 (1999年5月26日

発行、2004年5月25日失効)

ID番号：04756904 (1984年9月14日発行)

住所：Via Milano Number 38, Spinadesco, (CR), Italy

国連制裁委員会による指定日：2002年4月24日(2

003年4月10日、2004年11月26日、2005

年12月20日、2007年6月7日及び2010年1

2月23日に改訂)

その他の情報：Italian Fiscal Code (イタリア納税者番

号)：BCHMT69R13Z352T。母の名前はヘデア・パスール

(Hedia Bannour)。安全保障理事会決議1822(200

[296. ~438. 略]

439. 削除

8年)に基づき見直しは2010年4月22日に終了した。

[296. ~438. 同左]

イマード・ベン・ベシール・ベン・ハムダ・アルジャマリ

IMAD BEN BECHIR BEN HAMDA AL-JAMMALI

称号：不明

役職：不明

生年月日：1968年1月25日

出生地：Manzal Tmim, Nabal, Tunisia

国籍：チュニジア

旅券番号：チュニジア旅券 K693812 (1999年4月23日発行、2004年4月22日失効)

ID番号：01846592

住所：4 Al-Habib Thimir Street, Manzal Tmim, Nabal, Tunisia (自宅住所)

国連制裁委員会による指定日：2004年6月23日(2005年12月20日、2006年7月31日、2007年10月17日、2011年12月13日及び2016年2月23日に改訂)

その他の情報：Italian Fiscal Code (イタリア納税者番号)：JMM MDI 68A25 Z352D。イタリアの司法当局が逮捕令状を发出、2007年9月時点で執行はされていない。2002年7月28日にスース刑務所に投獄され、懲役10年及び行政監察の判決を受けている。2011年1

月31日に一般的な恩赦によって釈放された。母親の名前はJamilah。安全保障理事会決議1822(2008年)に基づき見直しは2010年4月9日に終了した。

[440. ~779. 同左]

[440. ~779. 略]

UN Doc ID: S/RES/1822 (2008) - Security Council Resolution 1822 (2008) - UN Security Council Resolutions on the Darfur Situation

○ 国家公安委員公告第七号

次の公告国際テロリスト及び、国際連合安全保障理事会決議第一千二百六十七号等による設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第一千二百六十七号等を廃止します。我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第五十二号）第三條第三項において適用する回条第一項の規定に基づき告示します。

令 告 二 一 年 一 月 一 十 一 日

国家公安委員公告第七号 長 田 良 大

1 氏名 アル・モフタル・ベン・モハメド・ベン・アル・モフタル・ブシユヤ (AL-MOKHTAR BEN MOHAMED BEN AL-MOKHTAR BOUCHOUCHA)

名簿に記載された年月日 2002年4月24日（2003年4月10日、2004年11月26日、2005年12月20日、2007年6月7日及び2010年12月23日に改訂）

名簿記載者公告番号 QI-30

2 氏名 イマード・ベン・ベシール・ベン・ハムダ・アルジャマリ (IMAD BEN BECHIR BEN HAMDA AL-JAMMALI)

名簿に記載された年月日 2004年6月23日（2005年12月20日、2006年7月31日、2007年10月17日、2011年12月13日及び2016年2月23日に改訂）

名簿記載者公告番号 QI-90